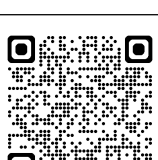


- ① 事前アンケートの結果について
- ② 参加者の問題意識共有
- ③ **最近のトピック**（各省報道発表資料等）
- ④ 物流改正法質疑応答紹介
- ⑤ 物流効率化事例紹介
- ⑥ 参考資料

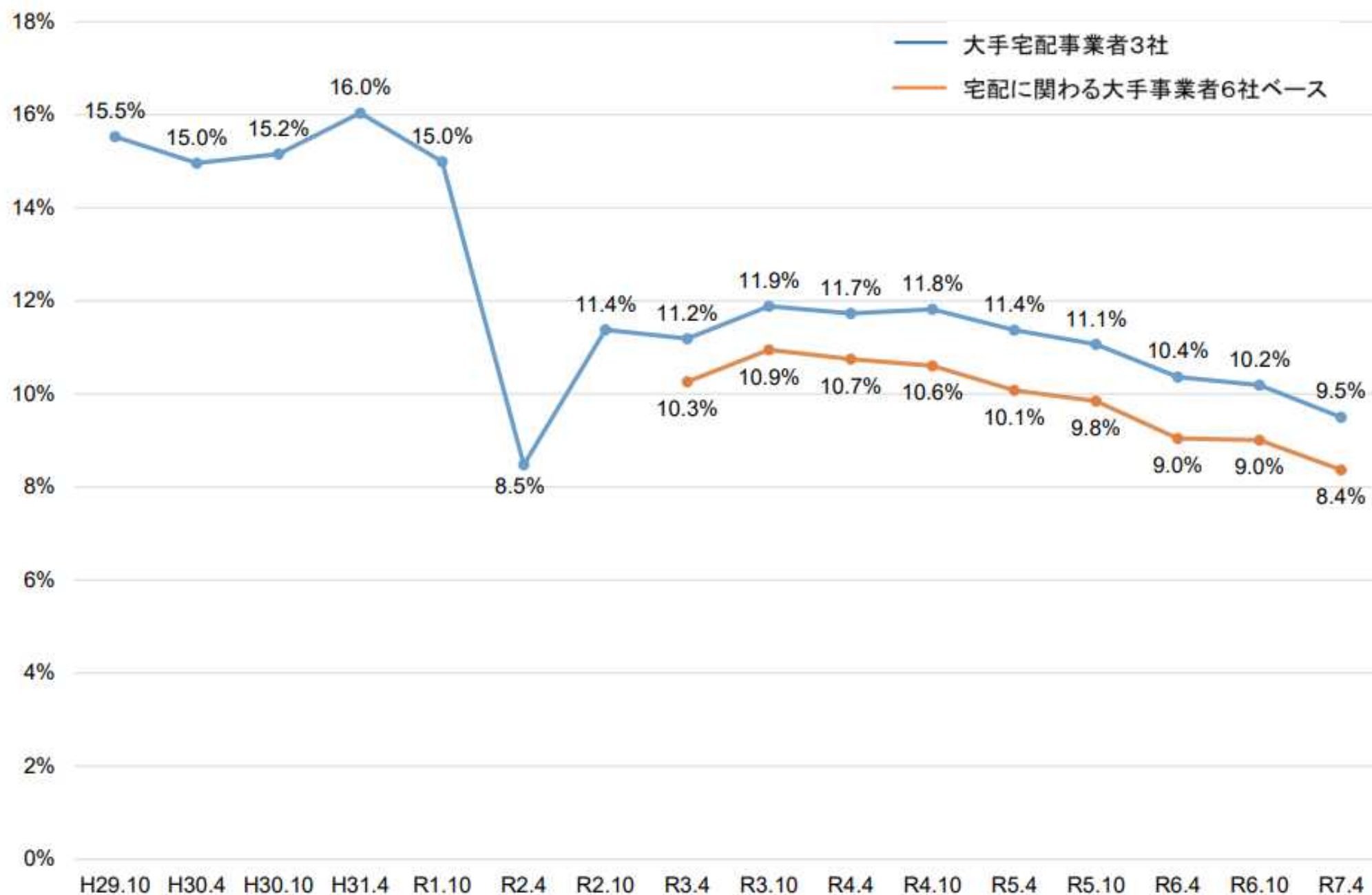
トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
第1回「ラストマイル配送の効率化等に向けた検討会」の開催 ～ラストマイル配送を取り巻く諸課題に対応するための方策について議論・検討します～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000901.html	R7.6.23	国土交通省	
令和7年4月の宅配便の再配達率は約8.4% https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000908.html	R7.6.23	国土交通省	
「中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援)」を実施 します！！ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha04_hh_000335.html	R7.6.23	国土交通省	
「価格交渉講習会」を全国47都道府県にて開催いたします https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/250623.html	R7.6.23	中小企業庁	
共同輸配送や帰り荷確保等のためのデータ連携促進支援事業費補助金の2次公募に ついて https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000907.html	R7.6.20	国土交通省 経済産業省	
令和7年度 物流パートナーシップ優良事業者を募集します！ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000909.html	R7.6.20	国土交通省 経済産業省	

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
価格交渉促進月間(2025年3月)フォローアップ調査の結果を公表します https://www.meti.go.jp/press/2025/06/20250620003/20250620003.html	R7.6.20	厚生労働省	
第4回「トラック運送業における多重下請構造検討会」を開催しました ～トラック運送業における多重下請構造検討会とりまとめ(案)について議論～ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000122.html ※関係資料、議事概要については上記HPIにて近日公開予定	R7.6.17	国土交通省	
令和6年度海運モーダルシフト大賞を選定！ ～海上輸送へのモーダルシフトにおける革新的な取組に対して授与～ https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji10_hh_000159.html	R7.6.17	国土交通省	
令和7年度「物流脱炭素化促進事業」(補助事業)の二次公募開始 ～物流施設等における水素・再エネ利用関連設備の導入を支援します～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000905.html	R7.6.13	国土交通省	
「荷役作業の効率化のための「標準仕様パレット」の利用促進支援事業費補助金」の追加公募について https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000902.html	R7.6.13	国土交通省	
「災害時の支援物資輸送体制構築促進事業」(補助事業)の二次募集開始 ～官民が連携して行う支援物資輸送訓練を支援します！～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000904.html	R7.6.12	国土交通省	

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
令和7年の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)等の一部改正について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00003.html	R7.6.11	厚生労働省	
第2回「2030年度に向けた総合物流施策大綱に関する検討会」の開催 ～現行の政府計画等の進捗状況をフォローアップします～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000899.html	R7.6.9	国土交通省	
「地域連携モダルシフト等促進事業」(補助事業)の二次公募開始 ～地域連携したモダルシフトや共同輸配送等の先進的取組を支援します～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000900.html	R7.6.9	国土交通省	
低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援！ ～令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）の公募を開始～ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000330.html（国土交通省） https://www.env.go.jp/press/press_05020.html（環境省）	R7.6.9	国土交通省 環境省	
「モビリティDX戦略」をアップデートしました https://www.meti.go.jp/press/2025/06/20250609001/20250609001.html	R7.6.9	経済産業省	
「第2回 自動物流道路の実装に向けたコンソーシアム ビジネスモデル分科会」を開催しました ～「危機」を「転機」とする自動物流道路～ https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001946.html	R7.6.6	国土交通省	

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
「物流イノベーション実装支援事業」の公募開始について https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000898.html	R7.6.6	国土交通省	
持続可能な物流体系の構築にむけて ～「多様な輸送モードのさらなる活用に向けた実証等事業」の募集開始～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000891.html	R7.6.5	国土交通省	
トラック業許可に更新制導入 改正法が可決、成立 https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/217/meisai/m217090217033.htm	R7.6.4	参議院	
備蓄米物流支援室を設置します https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000897.html	R7.5.30	国土交通省	
「多様な受取方法等の普及促進実証事業費補助金」の募集開始 https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000893.html	R7.5.30	国土交通省	
「令和6年度交通の動向」及び「令和7年度交通施策」(交通政策白書)について https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000447.html	R7.5.27	国土交通省	
「中小受託取引適正化法(旧:下請法)講習会」を令和7年6月4日(水)より開催いたします https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/250521.html	R7.5.21	中小企業庁	

実態調査に基づく宅配便の再配達率の推移





国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和7年6月23日
物流・自動車局
貨物流通事業課

「中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援）」を実施します！！

令和6年度補正予算に係る「中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援）」の申請受付を7月28日（予定）から開始いたします。

国土交通省では、新規投資の余力がなく、経営環境が厳しい状況にある中小物流事業者に対し、荷役作業の効率化（荷役時間の短縮・荷役負担の軽減）等に資する機器等の導入に係る費用の一部を補助する「中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援）」を実施します。

当該機器等の導入等を促進することにより、労働生産性の向上・多様な人材の確保を図り、働き方改革を推進します。

※補助事業の執行団体：公益社団法人全日本トラック協会

◆申請受付期間（予定）：令和7年7月28日（月）～9月30日（火）

※補助金申請額が予算額を超過した場合、補助金が交付されない場合があります。

◆支援内容

令和6年12月1日～令和7年9月30日の間に以下の対象機器等の導入等を実施したトラック運送事業者等[※]に対し、導入費用等の1/2又は1/6を支援。

※トラック運送事業者と連携し補助対象事業を行う荷主企業、倉庫事業者、トラック運送事業者もしくは荷主企業に対し対象システムを貸し渡すリース事業者、人材育成機関も補助対象とします。

1. 車両の効率化設備の導入等事業

- ①テールゲートリフター
- ②トラック搭載型クレーン
- ③トラック搭載用2段積みデッキ
- ④ダブル連結トラック

2. 業務効率化事業

- ⑤予約受付システム
- ⑥ASNシステム

- ⑦受注情報事前確認システム
- ⑧パレット等管理システム
- ⑨配車計画システム
- ⑩求貨求車システム
- ⑪運行・労務管理システム
- ⑫契約書電子化システム
- ⑬車両動態管理システム

（⑬のみ⑤～⑫いずれかのシステムとの同時導入（重複申請）が必要）

3. 経営力強化事業

- ⑭原価管理システム
- ⑮M&A・事業承継

4. 人材確保・育成事業

- ⑯人材採用活動
- ⑰人材育成活動
- ⑱中型免許、大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格

詳細については、後日公益社団法人全日本トラック協会のホームページにおいて公表する予定です。

【問い合わせ先】

物流・自動車局貨物流通事業課
遠藤、大島
代表：03-5253-8111（内線 41322）
直通：03-5253-8575

価格交渉講習会

講習会申し込みはこちらから

価格交渉講習会とは
What's seminar



価格交渉講習会とは
What's seminar

全国の中小企業・小規模事業者が価格交渉の
基礎知識や交渉のポイントを習得できる講習会です。

価格交渉は企業間取引で避けられない重要な要素です。物価高騰により、原材料費やエネルギー価格が上昇しているため、商品やサービスの価格を引き上げる必要があります。特に労務費の上昇分を反映させるためには価格交渉が不可欠です。中小企業や小規模事業者は、値上げ交渉の方法に悩んでいます。この講習会では、取引先との価格交渉に役立つツールやポイントを解説し、実際の事例を基に具体的なアドバイスを提供します。

開催日程・お申し込みについて

6月開催情報

6月24日(火) @大阪 開始時刻13:30～
6月25日(水) @奈良 開始時刻15:30～

7月開催情報

7月1日(火) @京都 開始時刻 13:30～
7月2日(水) @滋賀 開始時刻 13:30～
7月8日(火) @大分 開始時刻 13:30～
7月10日(木) @沖縄 開始時刻 13:30～

適正取引支援サイトよりお申し込みが可能です。

他会場の開催情報についても順次更新をしてまいりますので上記サイトよりご確認ください。



共同輸配送や帰り荷確保等のための
データ連携促進支援事業

物流データ標準化 による効率化を検討されている 荷主企業・物流事業者等

から成る協議会の方々へ

補助対象者

複数の荷主企業等から構成される
協議会

<協議会の構成>

- ・荷主企業2社以上(必須)
- ・物流事業者(貨物運送事業者、
倉庫事業者等)
- ・その他物流に係る関係者
(物流システム事業者等)

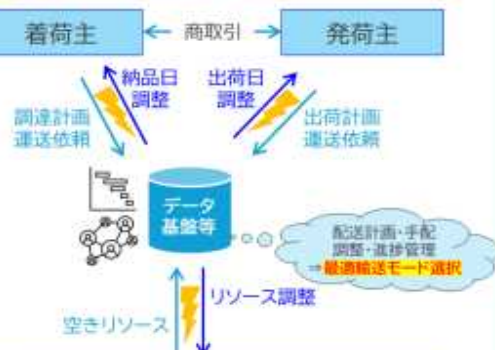
補助対象となる事業

当該協議会において「物流情報標準
ガイドライン」を活用したデータ連
携を行うことで、共同輸配送、帰り
荷の確保、配車・運行管理の高度化
等の物流効率化に取り組む実証事
業

※補助対象経費については、2ページ目
に記載のとおり

取組イメージ例

物流情報標準ガイドライン準拠のデータ形式



物流事業者



申請受付期間

令和7年6月20日(金)14時～
同年7月24日(木)17時
必着

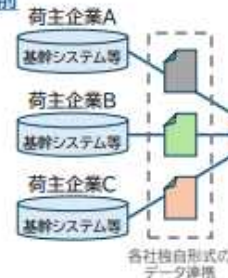
事業実施期間

交付決定日から
令和8年2月20日(金)まで

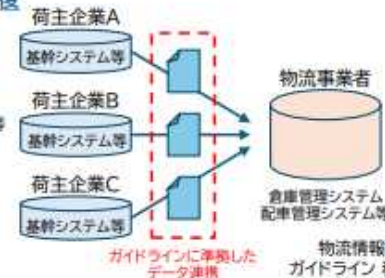
事業の要件

物流情報標準ガイドラインへの準拠

例 実施前



実施後



「物流情報標準ガイドライン」とは、広範囲でのデータ連携などによる物流の効率化・生産性向上の
ために必要なデータ項目の標準形式等が定められたものです。準拠の具体的内容については公募
要領をご覧ください。また、準拠に際して「物流情報標準ガイドライン 利用手引」もご参照ください。



補助対象経費

- ・ 物流情報標準ガイドラインに準拠した各種システムの導入・改修、クラウドサービスの
利用等にかかる費用
- ・ その他、共同物流の実施に際して要する費用のうち事務局が認めた費用(例:共同物
流運賃、共同倉庫利用料等)

※上記に関連する費用でも、内容によって対象とならない場合がございます。詳細は公募要領をご確認ください。

補助率

補助対象経費の

1/2 以内で交付
(上限あり)

1協議会あたりの補助金上限額は
4千万円となります。
※予算規模2億円

申請に当たっての注意点、補助対象要件、申請書類等の詳細は専用ホームページを必ずご確認ください。

専用ホームページURL: https://dlabo.jmac.co.jp/datarenkei_r7

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。



専用ホームページ
QRコード



お問い合わせ先

株式会社日本能率コンサルティング
物流データ連携推進事務局
☒ datarenkei-jigyo@jmac.co.jp

令和7年度

物流パートナーシップ優良事業を募集します

- ・令和7年4月から改正物流効率化法が施行され、荷主・物流事業者における物流の効率化に向けた取組がますます重要になってきています。
- ・そのため経済産業省・国土交通省では、物流分野における環境負荷低減とともに、物流の生産性向上や構造改革に向けた取組を通じた「持続可能な物流体系の構築」に関し、特に顕著な功績のあった事業者を表彰いたします。
- ・物流の効率化に向けた取組などを複数事業者で連携して実施している事業者の皆様、積極的な応募をご検討ください。

表彰内容

- 大賞
 - ・経済産業大臣表彰 荷主事業者が中心となり他と比べて著しく顕著な功績のあった事業者
 - ・国土交通大臣表彰 物流事業者が中心となり他と比べて著しく顕著な功績のあった事業者
 - 部門賞（局長級表彰） ※経済産業省枠、国土交通省枠それぞれ選定
 - ・物流DX・物流標準化表彰
 - ・物流構造改革表彰 総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）の3つの柱に即した各部門について、特に優れた取組を実施した事業者
 - ・強靱・持続可能表彰
 - 特別賞 ※経済産業省枠、国土交通省枠それぞれ選定
 - ・グリーン物流パートナーシップ会議 環境面や生産性向上面で特に優れた取組や、特にユニークであると認められる取組を実施した事業者
- ※各受賞企業には、主催者から講演等をお願いする場合がございます

募集期間

令和7年6月20日(金)～8月19日(火)

※12月に開催予定のグリーン物流パートナーシップ会議にて表彰式を行います。

応募資格

荷主・物流事業者など複数事業者、団体間のパートナーシップにより実施される物流の改善方策を通じ、CO2排出量削減等の環境負荷低減、物流DXや物流標準化の推進等による持続可能な物流体系の構築を実現した取組（1か月以上の実績があるもの）を行った事業者（中小企業含む）を対象とします。

主催：経済産業省、国土交通省、公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会、一般社団法人日本物流団体連合会
後援：一般社団法人日本経済団体連合会

令和6年度優良事業者表彰

経済産業省

食品・飲料業界初の中距離帯での大規模貨物鉄道輸送への挑戦
ネスレ日本(株) 他3社



大臣表彰

国土交通省

輸送モジュールの標準化及び検品レス納品等による物流の効率化
鈴与(株) 他10社



物流DX・標準化表彰

事務機業界における複数メーカーによる複合機などの共同配送
(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会 他18社

物流構造改革表彰

<2024年問題>複数課題同時解決！ダイヤグラムの抜本的改定
(株)日本アクセス 他2社

強靱・持続可能表彰

メーカーの垣根を超えた物流データ活用によるイノベーション創出
江崎グリコ(株) 他2社

グリーン物流パートナーシップ会議特別賞

共同輸入およびモーダルシフトによるサステナブルな農産品輸送の実現
(株)シジージャパン 他4社

AIと需要予測を活用した遠隔地向けフルライン型シェア物流
佐川急便(株) 他2社

新関西物流センター新設に伴うサプライチェーンの効率化及び環境負荷低減の実現
ロジスティード(株) 他4社

ダブル連結トラック導入によるCO2排出量削減・省人化
センコー(株) 他6社

異業種メーカーによるリレー方式を用いたラウンド輸送の取組
サントリーロジスティクス(株) 他5社

お問い合わせ先

○代表申請者が荷主事業者である取組
経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室 電話:03-3501-0092

○代表申請者が物流事業者である取組
国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 電話:03-5253-8799

※CO2排出量算出方法の参照先
「ロジスティクス分野におけるCO2排出量算定方法 共同ガイドラインVer.3.2」
URL: <https://www.greenpartnership.jp/co2>

○詳細はグリーン物流パートナーシップ会議ホームページ(www.greenpartnership.jp)をご参照ください

グリーン物流
パートナーシップ会議HP



2025年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年3月で8回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、**2024年10月～2025年3月末までの期間**における、発注企業（最大3社分）との間の**価格交渉・転嫁の状況**を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 **2025年4月21日～5月30日**

○回答企業数 **65,725社**（回答から抽出される**発注企業数**は延べ76,894社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,778社

※参考：**2024年9月調査：51,282社**（延べ54,430社）

2024年3月調査：46,461社（延べ67,390社）

○回収率 **21.9%**（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年9月調査：**17.1%**、2024年3月調査：**15.5%**

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

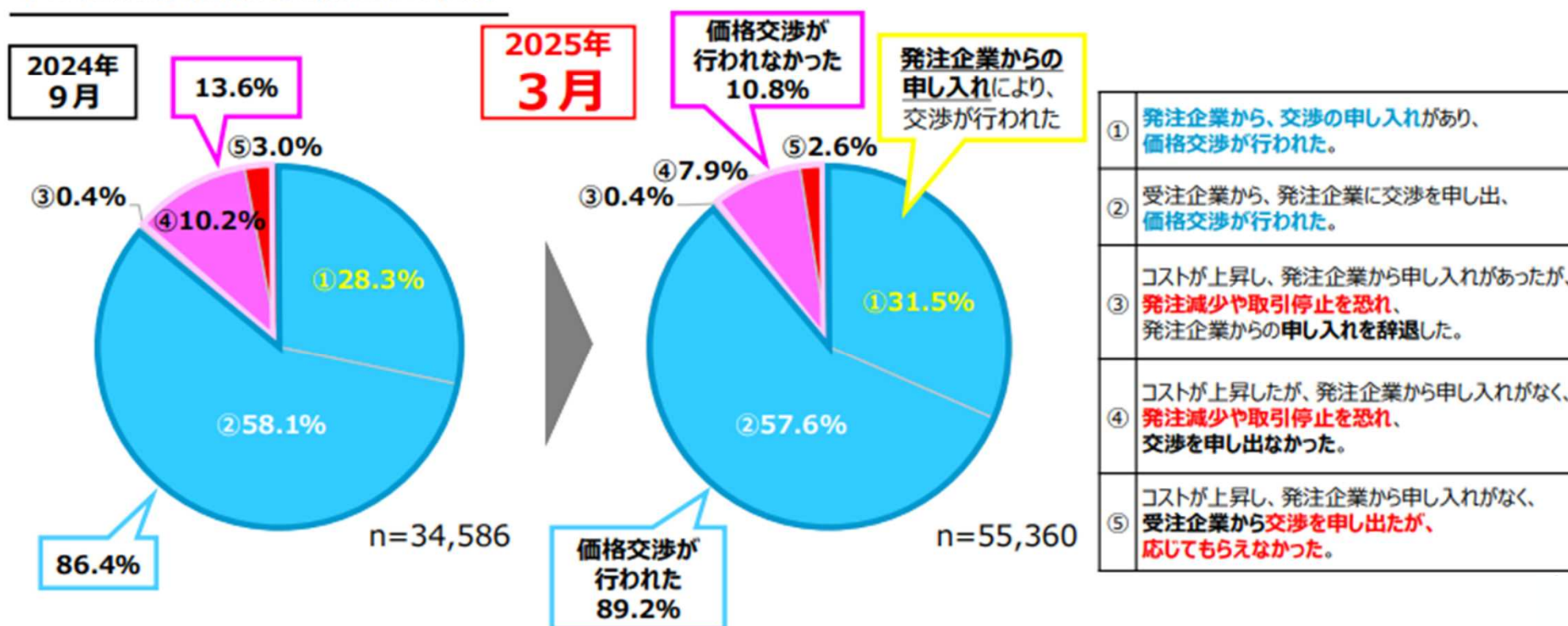
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の31.5%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約3ポイント増の89.2%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は減少（前回13.6%→10.8%）。
 - 発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割。引き続き、協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況

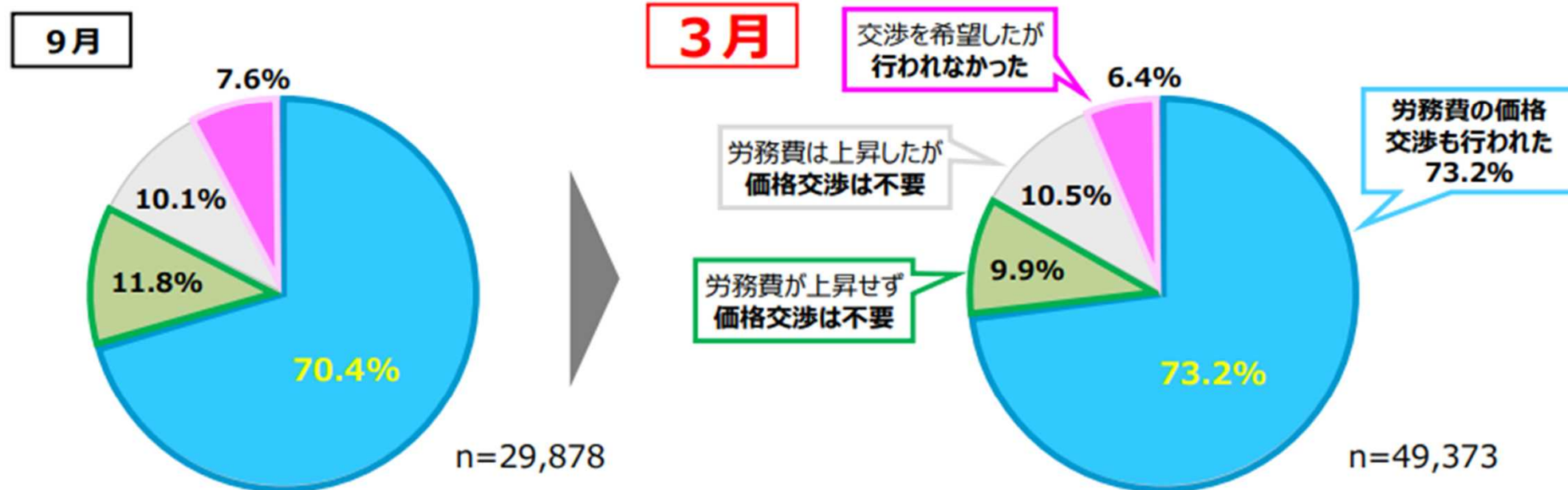


労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「労務費指針（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「労務費について価格交渉ができたか」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち7割超において、労務費についても交渉を実施（前回70.4%→**73.2%**）。
- 一方で、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業は依然として存在（前回7.6%→**6.4%**）。
- 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費指針」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

- ▲ 労務費については自助努力で解決すべき部分であるとして、交渉の協議を拒否された。
- ▲ 労務費の価格交渉に際して、値上げの根拠・証拠資料の提示要求があり、非常に時間がかかった。

価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

- 価格交渉に応じられていない業種は、交渉の結果である価格転嫁率においても、比較的低い順位にある。

順位	業種	前回	今回平均点
—	全体	6.75	7.18 ↑
1位	製薬	7.13	8.40 ↑↑↑
2位	電気・ガス・熱供給・水道	7.22	7.67 ↑
2位	飲食サービス	6.45	7.67 ↑↑↑
4位	建設	7.15	7.65 ↑↑
5位	運輸・郵便（トラック運送除く）	6.75	7.54 ↑↑
6位	化学	7.41	7.52 ↑
7位	造船	7.51	7.46 ↓
8位	情報サービス・ソフトウェア	6.94	7.40 ↑
9位	鉱業・採石・砂利採取	6.70	7.39 ↑↑
10位	電機・情報通信機器	6.63	7.38 ↑↑
11位	卸売	7.17	7.36 ↑
12位	小売	6.38	7.27 ↑↑
13位	食品製造	6.72	7.19 ↑
14位	広告	7.50	7.13 ↓
15位	自動車・自動車部品	6.60	7.05 ↑
16位	農業・林業	6.41	7.01 ↑↑
17位	紙・紙加工	6.70	6.97 ↑
18位	金融・保険	7.30	6.86 ↓
18位	機械製造	6.67	6.86 ↑
20位	放送コンテンツ	5.32	6.84 ↑↑↑
21位	不動産・物品賃貸	6.56	6.60 ↑
22位	生活関連サービス	6.07	6.54 ↑
23位	金属	6.27	6.44 ↑
24位	通信	6.20	6.36 ↑
25位	建材・住宅設備	6.68	6.31 ↓
26位	印刷	5.90	6.30 ↑
27位	トラック運送	5.28	6.21 ↑↑
28位	繊維	6.89	6.19 ↓↓
29位	廃棄物処理	6.74	6.15 ↓↓
30位	石油製品・石炭製品製造	5.77	6.02 ↑
—	その他	—	—

※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係

↑：0.1～0.4ポイント 上昇、↑↑：0.5～0.9ポイント 上昇、↑↑↑：1.0ポイント以上 上昇

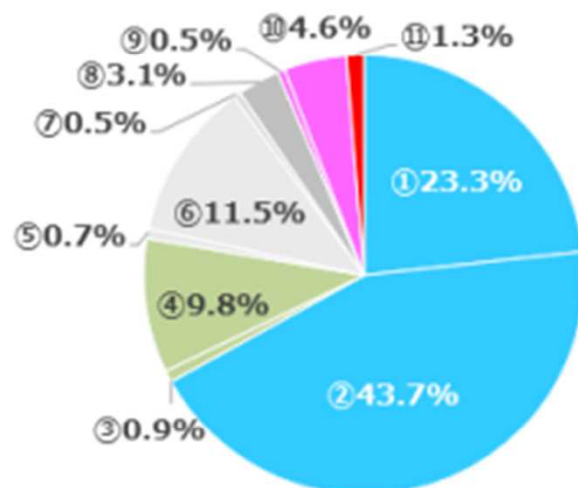
※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。

（例）家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れが あった	—	10点
	申し入れが なかった	—	8点
行われ なかった	申し入れが あった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
	申し入れが なかった	コストが上昇せず、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	－5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	－10点

運輸・郵便（トラック運送業除く）

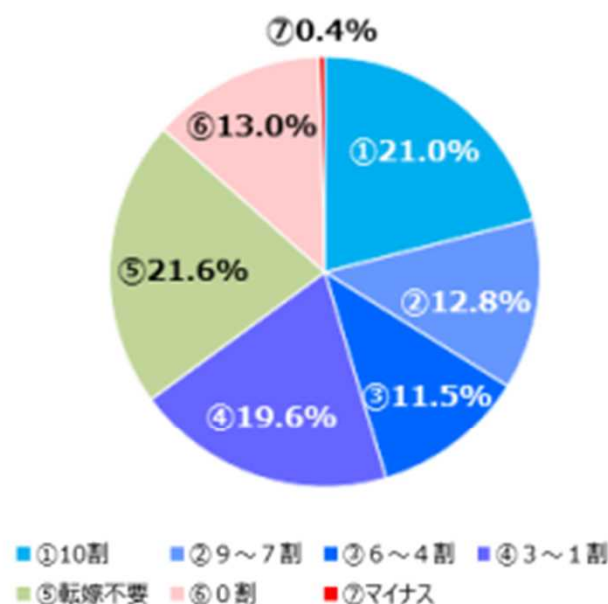
直近6か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

直近6か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】

n = 936



転嫁率：51.5%

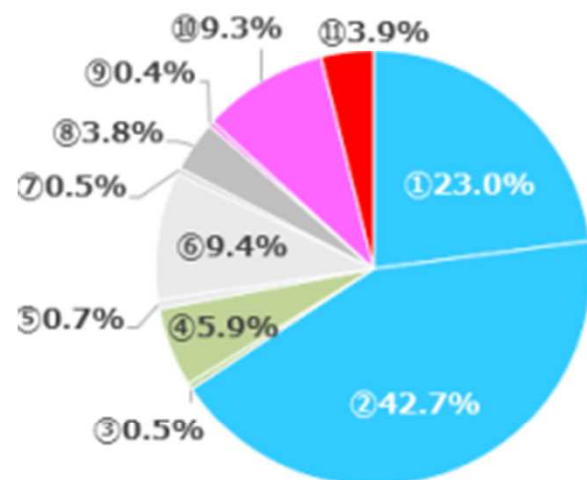
アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

- 原材料費、エネルギーコスト等の高騰の現状を踏まえ、発注側から価格交渉の申し出があり、ほぼ反映された。
- 発注側企業もエネルギーコスト・人件費等の高騰を理解し、できる限りの値上げをしようとする姿勢が見受けられた。
- ▲コストが上昇しているので価格交渉を申し入れたが、協議にすら応じてもらえなかった。
- ▲価格交渉の際、他社と同一価格にさせられ、コスト上昇分の半分以下しか価格転嫁できなかった。

トラック運送

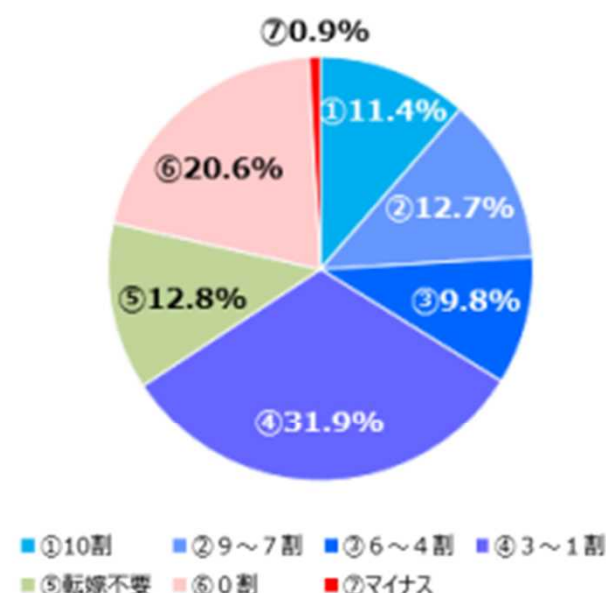
直近6か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

直近6か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】

n = 2,164



転嫁率：36.1%

アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

- 発注企業が事業コストの増加分を荷主に交渉し、価格転嫁分を支払運賃に反映してくれている。
- 昨今の燃料費や人件費等のコスト上昇分について、価格交渉・転嫁してもらい、良好な関係を築いている。
- ▲人件費高騰を踏まえて、根拠となる文書および資料を作成し、値上げのための価格交渉を数回に渡り依頼したが、返答がない。
- ▲長年の付き合いにも関わらず、初めての価格交渉の後に、契約解除になり、仕事が打ち切られた。

エコシップ・モーダルシフト推進事業の概要

エコシップマーク認定制度

フェリー事業者やRORO船、コンテナ船及び自動車船事業者が参加する「エコシップ・モーダルシフト事業実行委員会」において、**海上貨物輸送を一定水準以上利用してCO2削減に取り組んだ荷主・物流事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定**し、「エコシップマーク」の使用を認め、海上輸送モーダルシフトを促進。

○認定基準

- 原則100km以上の航路（沖縄、離島、青函航路を除く）において、
- ・海上貨物輸送量（トンキロ）20%以上を利用した者
 - ・前年度に比べ、海上貨物輸送量（トンキロ）のシェアが10%以上改善した者
 - ・海上貨物輸送を利用してCO2排出量を10%以上削減した者

（R6年度認定事業者 44社）

- ・荷主 22社
- ・物流事業者 22社

（エコシップマーク使用例）



エコシップマーク (<http://www.ecoship.jp/>)



優良事業者表彰制度

エコシップマーク認定事業者の中から、**海上輸送へのモーダルシフトに特に貢献**したと認められる荷主・物流事業者に海事局長表彰を実施。

○優良事業者表彰基準

- ・海上貨物輸送量（トンキロ）50%以上を利用した者
- ・海上貨物輸送を利用してCO2排出量を15%以上削減した者

（R6年度表彰事業者 42社）

- ・荷主 22社
- ・物流事業者 20社

海運モーダルシフト大賞（令和元年度創設）

従来の優良事業者表彰は定量的な基準を満たした事業者を全て表彰している中（毎年約20～30社、多い年で約50社）、従来の優良事業者表彰が浸透していることを踏まえ、モーダルシフトの一層の推進のため、**革新的な取組などにより最も貢献度が高かったと認められる事業者**を1社ないし数社選定し、「海運モーダルシフト大賞」として表彰する。

○従来の優良事業者表彰基準に加え、以下のような定性的な基準を加える。

①「革新性」

（競合会社同士の混載輸送、船舶による新たな貨物品目輸送、新たな荷主・物流事業者の組み合わせ、等）

②「継続性」

継続的に取組を行っている事業者

（R6年度大賞受賞者）

- ・荷主 「宮崎県農業協同組合（JAみやざき）」
「TOYO TIRE株式会社 SCM本部 物流部」
- ・物流事業者 「株式会社中央運送」

令和6年度エコシップ・モーダルシフト事業優良事業者(海事局長表彰受賞者一覧)

1. 海運モーダルシフト大賞 (2件3社)

受賞者	(荷主) 宮崎県農業協同組合(J Aみやざき) (物流事業者) 株式会社中央運送	受賞者	(荷主) TOYO TIRE株式会社 SCM本部 物流部
取組概要	○ 環境負荷低減や2024年問題への対応の観点から、宮崎県農業協同組合は宮崎県都城市から東京都港区までの活牛(肉用牛)の輸送について、株式会社中央運送と連携してフェリー（大分港～神戸港、株式会社商船三井さんふらわあ）を利用した海上輸送を実施。 ○ 生体（活牛）輸送にあたっては、①温度・湿度等生体輸送に適した環境、②排泄物や臭気対策が求められるため、特に長距離での海上輸送が選択されてこなかったが、荷主・物流事業者・海運事業者連携の下、これらの諸課題を解決するための実証実験を繰り返し実施。 ○ 実証実験を通じて、風通しのよい車両甲板の活用等を図ることで、長距離でも「安全」・「安心」・「安定」で「高品質」な輸送形態を実現。	取組概要	○ 環境負荷低減や2024年問題への対応の観点から、TOYO TIRE株式会社は三重県員弁郡東員町から広島市までのタイヤ輸送について、コンテナ船（四日市港～広島港、井本商運株式会社）を利用した海上輸送を実施。 ○ 2022年度海上輸送率0%であったところ、40ftコンテナを用いた大ロット輸送により、2024年の総貨物量108,500トンのうち、70,500トン海上輸送に転換。輸送トンキロベースで75.8%の海上輸送利用率を達成。 ○ タイヤ輸送した後の空コンテナを輸出用貨物の輸送に活用するなど、輸送効率の向上にも寄与。



令和6年度エコシップ・モーダルシフト事業優良事業者(海事局長表彰受賞者一覧)

2. 優良事業者受賞 (20件、39社)

番号	荷主	主要輸送品目	物流事業者	航路	取組の概要
1	住商アグリビジネス株式会社北海道事業本部	肥料	道東運輸株式会社本社	大洗港～苫小牧港	住商アグリビジネス株式会社は栃木県栃木市から北海道帯広市までの肥料の輸送について、道東運輸と連携してフェリー（株式会社商船三井さんふらわあ）を利用した海上輸送を実施。
2	株式会社サイゼリヤ	冷蔵・冷凍食品	日幸産業運輸株式会社	大洗港～苫小牧港	株式会社サイゼリヤは千葉県千葉市から北海道石狩市までの冷蔵・冷凍食品の輸送について、日幸産業運輸株式会社と連携してフェリー（株式会社商船三井さんふらわあ）を利用した海上輸送を実施。
3	十勝浦幌森永乳業株式会社	生クリーム	株式会社米澤通商	苫小牧港～大洗港	十勝浦幌森永乳業株式会社は北海道十勝郡浦幌町から東京都東大和市までの生クリームの輸送について、株式会社米澤通商と連携してフェリー（株式会社商船三井さんふらわあ）を利用した海上輸送を実施。
4	宮崎運輸株式会社	一般雑貨	宮崎運輸株式会社	大阪港～志布志港	宮崎運輸株式会社は不特定多数の企業の貨物を1台のトラックにまとめて積載する「特別積み合わせ貨物事業」というサービスを提供しており、宮崎運輸自身が複数企業から荷物を預かる「荷主」という立場も有し、大阪府大阪市から鹿児島県鹿児島市までの一般雑貨の輸送について、フェリー（株式会社商船三井さんふらわあ）を利用した海上輸送を実施。
5	株式会社ロジテック	紙製品(封筒類)	宮崎運輸株式会社	志布志港～大阪港	株式会社ロジテックは宮崎県都城市から奈良県御所市までの紙製品の輸送について、宮崎運輸株式会社と連携してフェリー（株式会社商船三井さんふらわあ）を利用した海上輸送を実施。
6	有限会社クマガヤ九州営業所	海産物(雑節)	熊本通運株式会社天草営業所	大分港～神戸港	有限会社クマガヤは熊本県天草市牛深町から兵庫県神戸市東灘区までの海産物の輸送について、熊本通運株式会社と連携してフェリー（株式会社商船三井さんふらわあ）を利用した海上輸送を実施。
7	モリタ宮田工業株式会社	硫酸アンモニウム	日本通運株式会社横浜国際輸送支店	名古屋港～仙台港	モリタ宮田工業株式会社は愛知県蒲郡市から宮城県栗原市までの硫酸アンモニウムの輸送について、日本通運株式会社と連携してフェリー（太平洋フェリー株式会社）を利用した海上輸送を実施。
8	株式会社日本デキシー	紙カップ	マリネックス株式会社	横須賀港～新門司港	株式会社日本デキシーは栃木県真岡市から福岡県飯塚市までの紙カップの輸送について、マリネックス株式会社と連携してフェリー（東京九州フェリー株式会社）を利用した海上輸送を実施。
9	株式会社ブルボン	菓子	F-LINE株式会社	横須賀港～新門司港	株式会社ブルボンは新潟県上越市から福岡県福岡市までの菓子の輸送について、F-LINE株式会社と連携してフェリー（東京九州フェリー株式会社）を利用した海上輸送を実施。
10	住友ゴム工業株式会社物流部	タイヤ	株式会社昇栄輸送部宮崎営業所	新門司港～横須賀港	住友ゴム工業株式会社は宮崎県都城市から栃木県佐野市までのタイヤの輸送について、株式会社昇栄と連携してフェリー（東京九州フェリー株式会社）を利用した海上輸送を実施。
11	豊島株式会社	衣類	関光汽船株式会社	新門司港～横須賀港	豊島株式会社は山口県下関市から神奈川県足柄上郡までの衣類の輸送について、関光汽船株式会社と連携してフェリー（東京九州フェリー株式会社）を利用した海上輸送を実施。

令和6年度エコシップ・モーダルシフト事業優良事業者(海事局長表彰受賞者一覧)

番号	荷主	主要輸送品目	物流事業者	航路	取組の概要
12	株式会社 LIXIL	サッシ	株式会社 LIXIL物流、 鈴与株式会社 運輸事業営業部	新門司港～ 神戸港	株式会社LIXILは熊本県玉名郡長洲町から大阪府交野市までのサッシの輸送について、株式会社LIXIL物流、鈴与株式会社と連携してフェリー（阪九フェリー株式会社）を利用した海上輸送を実施。
13	タカラ化工 株式会社	浴槽パン・洗面 台などの水回り 製品	鈴与カーゴネット 株式会社営業 本部西日本営 業部	神戸港～ 新門司港	タカラ化工株式会社は滋賀県湖南市から福岡県鞍手郡鞍手町までの浴槽パン・洗面台などの水回り製品の輸送について、鈴与カーゴネット株式会社と連携してフェリー（阪九フェリー株式会社）を利用した海上輸送を実施。
14	住友電気工業 株式会社 伊丹 製作所	スチールワイヤー	鈴与カーゴネット 株式会社、 アヅマ・ロジテック 株式会社	神戸港～ 新門司港	住友電気工業株式会社は兵庫県伊丹市から福岡県北九州市小倉北区までのスチールワイヤーの輸送について、鈴与カーゴネット株式会社、アヅマ・ロジテック株式会社と連携してフェリー（阪九フェリー株式会社）を利用した海上輸送を実施。
15	富士フィルムロジス ティックス 株式会社	複合機及び複 合機関連製品	鈴与株式会社 運輸事業推進 室運輸事業推 進チーム	神戸港～ 新門司港	富士フィルムロジスティクス株式会社は大阪府大阪市港区から福岡県福岡市博多区までの複合機及び複合機関連製品の輸送について、鈴与株式会社と連携してフェリー（阪九フェリー株式会社）を利用した海上輸送を実施。
16	アイシン九州 株式会社	自動車部品 復路、空容器	碧南運送 株式会社	泉大津港～ 新門司港	アイシン九州株式会社は愛知県高浜市から熊本県熊本市城南町までの自動車部品や空容器の輸送について、碧南運送株式会社と連携してフェリー（阪九フェリー株式会社）を利用した海上輸送を実施。
17	株式会社 赤ちゃん本舗	生活雑貨	株式会社 啓和運輸	大阪南港～ 新門司港	株式会社赤ちゃん本舗は大阪府大阪市から福岡県粕屋郡粕屋町までの生活雑貨の輸送について、株式会社啓和運輸と連携してフェリー（株式会社名門大洋フェリー）を利用した海上輸送を実施。
18	大豊工業 株式会社九州工 場	自動車部品用 コイル	マルイ運輸 株式会社本社 本店営業所	大阪南港～ 新門司港	大豊工業株式会社は愛知県豊田市から鹿児島県出水市までの自動車部品用コイルの輸送について、マルイ運輸株式会社と連携してフェリー（株式会社名門大洋フェリー）を利用した海上輸送を実施。
19	中越バルブ工業 株式会社川内工 場	紙	中越物産 株式会社	博多港～ 東京港	中越バルブ工業株式会社は鹿児島県薩摩川内市から東京都江東区までの紙の輸送について、中越物産株式会社と連携してRORO船（株式会社商船三井さんふらわあ）を利用した海上輸送を実施。
20	越井木材工業 株式会社	製材		大分港～ 清水港	越井木材工業株式会社は宮崎県宮崎市から茨城県神栖市までの製材輸送について、RORO船（川崎近海汽船株式会社）を利用した海上輸送を実施。

脱炭素をはじめる

全国の物流事業者の方へ

補助金

補助率 1/2 (上限あり) まで交付します!

【水素を活用した取組】
補助上限額最大 2.5 億円

【再エネを活用した取組】
補助上限額最大 2 億円

【水素を活用した取組】

水素製造設備



水素貯蔵設備



FCVトラック
水素充填設備



等

【再エネを活用した取組】

太陽光発電



蓄電池



EVトラック
充電スタンド



等

補助対象設備



補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください

物流脱炭素化促進事業事務局

TEL : 050-5536-6831 (受付時間) 平日10:00~16:00(土日祝日を除く)

mail : logigx_r07@bg.pacific-hojo.jp



補助対象・補助要件となる設備 ※1

【水素を活用した取組】

	設備	条件	要件	補助対象
創る	① 水素製造設備(新設/増設)※2	FCV車両に供給するための水素を製造する設備	①②③のうち1つかつ④⑤⑦のうち2つ以上	○
	② 水素製造設備(既設)			×
	③ 水素購入	FCV車両に供給するための水素の購入		×
溜める・使う	④ 水素貯蔵設備(新設/増設)※2	液水対応装置、圧縮機、蓄圧器、気化器等		○
	⑤ 水素貯蔵設備(既設)※3			×
	⑥ 水素充填設備(新設/増設)※5	FCV車両に水素を充填するための設備 プレッシャー、ディスペンサー等		○
	⑦ 物流業務用FCV車両等	水素を燃料とした燃料電池のみで走行する物流業務用FCV車両等		○

【再エネを活用した取組】

	設備	条件	要件	補助対象
創る	⑧ 太陽光発電(新設/増設)	モジュール合計出力:10kW以上 (既設と合算可)	⑧⑨⑩のうち1つかつ⑪⑫⑬のうち2つ以上	○
	⑨ 太陽光発電(既設)	モジュール合計出力:10kW以上		×
	⑩ 再エネ電力購入	購入量:10MWh/年以上 上記に満たない場合、施設の総電力需要の10%以上を賄えること		×
溜める・使う	⑪ 大容量蓄電池(新設/増設)	定置式で主力電源として需要調整に活用する産業用蓄電池(原則、単機で蓄電容量が20kwhを超えるもの)であること		○
	⑫ 大容量蓄電池(既設)※4			×
	⑬ EV充電設備(新設/増設)※5	EV車両への充電用スタンド		○
	⑭ 物流業務用EV車両等	電気のみで走行するBEV車両		○

【共通要件】

設備	条件	要件	補助対象
⑮ 先進的取組に必要な機器類※6	無人搬送機、無人配送ロボット、エネルギーマネジメントシステム、温室効果ガス排出量算出・可視化ツール、トラック予約受付システム等	×	○

※1 原則、導入設備の組み合わせにより脱炭素化を図る事業とすること。ただし、水素または再エネを活用した取組どちらか、あるいは両方を対象とした取り組みを補助対象とする
 ※2 ①・④は、令和10年度までに導入する場合も対象とする。ただし、申請時に見込み年度までに導入する旨を記した誓約書等の提出が必要
 ※3 ⑤を要件として使用する場合は、⑥・⑦ 2つの中から1つ以上の導入が必要
 ※4 ⑫を要件として使用する場合は、⑪・⑬ 2つの中から1つ以上の導入が必要
 ※5 非常時に災害拠点の水素充填拠点、非常用電源として、地域に開放する等の活用を図る場合、官轄自治体等との協定締結が必要
 ※6 先進的取組に必要な機器類については、協議の上、判断

申請方法 HP : <https://pacific-hojo.com/bgxx/content/>

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。



ホームページへ
アクセス



申請書類を
ダウンロード



申請書類を
メール送信

申請受付期間

令和7年6月13日(金)14:00~令和7年7月11日(金)16:00



物流標準化促進事業費 補助金交付のお知らせ

追加公募

標準仕様パレットを導入・活用する 物流事業者・倉庫事業者・荷主の方へ

補助金

補助率 1/2

（上限あり）
事業A:荷役作業効率化の取組500万
事業B:物流効率化の取組1000万
までの交付となります。
※詳しくは公募要領をご確認ください。

補助対象機器・設備例



補助対象要件パレット
(T11型:レンタル)
を活用

事業A:【荷役作業効率化の取組】

搬送機器・設備等



現有パレットの
処分費用



等

事業B:【物流効率化の取組】

機器・設備等



等

補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください。

パレット標準化促進事業事務局

H P : <https://pacific-hojo.com/pallet/>

TEL : 050-5482-3523 【受付時間】平日10:00~16:00(土日祝日を除く)



補助対象・補助要件となる設備

標準仕様パレットを導入、及び管理にあたり必要な設備・機器の導入費用、
既存設備の改修費用、現有自社パレットの処分費用が補助対象となります。

事業A:【荷役作業効率化の取組】

設備	要件
① 標準仕様パレットの導入に伴う搬送設備等	・標準仕様パレットを運搬・荷役する設備※1 【搬送設備例】 パレタイザー、ラック、ハンドリフト、フォークリフト パレットローラー、垂直搬送機、フィルム包装機、 輸送・保管ボックス等 ※パレットのレンタル費用は補助対象外
② 現有自社パレット	・標準仕様パレット導入にあたって不要となった既存のパレットの処分費用

事業B:【物流効率化の取組】

設備	要件
標準仕様パレットの効率的な利用にかかる機器・設備等	・標準仕様パレットの効率的な管理を行う機器・設備※2 【機器・設備例】 RFID、バーコード、二次元バーコード、三次元バーコード カメレオンバーコード、カラーバーコード、ラベル 入出庫管理ゲート、ハンドスキャナー、カメラ、アンテナ等

※1【搬送設備例】に列挙したもの以外でも、標準仕様パレットの導入に伴う設備として必要と認められた場合は、補助対象・補助要件となります。

※2【機器・設備例】に列挙したもの以外でも、標準仕様パレットの効率的な管理に伴う機器・設備として必要と認められた場合は、補助対象・補助要件となります。

※申請する事業により対象設備・要件の詳細は公募要領をご確認ください。

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。



ホームページへアクセス



申請書類をダウンロード



申請書類をメール送信

申請受付期間

申請受付開始

令和7年6月13日(金) 14:00~

申請受付終了

令和7年7月15日(火) 16:00



公募期間：令和7年6月12日（木）～7月11日（金）（必着）
問合せ先：国土交通省物流・自動車局物流政策課 電話：03-5253-8111（内線41-861、41-863）
直通：03-5253-8801



事業目的

- 能登半島地震の経験を踏まえ、災害時のラストマイルにおける円滑な支援物資輸送体制の構築・強化を促すため、**輸送の手配や物資拠点の運営等に係る災害協定の締結を目指す自治体、物流事業者等の連携訓練を支援。**

背景・経緯

- 能登半島地震の災害対応では、**物流専門家の不在等により、ラストマイルにおける支援物資の輸送や保管に混乱**が生じた。



手積み・手卸し



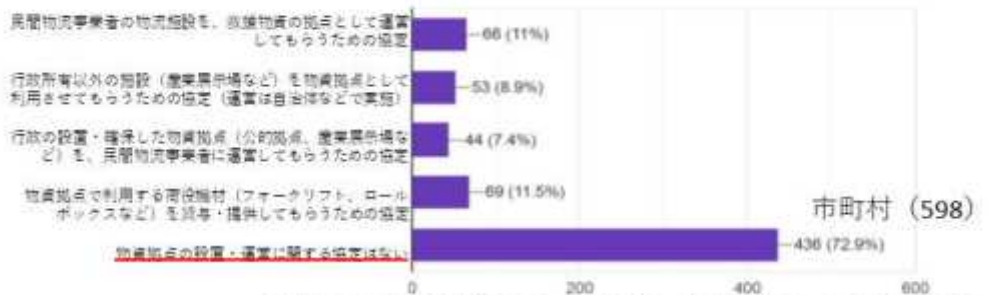
床が抜け落ちた体育館



雑然と平積みされた物資

- 一方、**市町村レベルでは、輸送・保管・物流専門家の派遣に係る物流事業者との協力協定を締結していない割合が多い。**

【支援物資輸送に関する災害協定の締結状況（市町村）】



（出所）国土交通省が行ったアンケート調査（平成31年2～3月）に基づく。

補助対象等

補助対象：自治体（都道府県及び市区町村）と物流事業者等が参画した協議会が行う連携訓練（机上・実働）の実施費用
補助額等：1訓練あたり最大400万円程度（補助率1/2以内）

事業概要

- 災害時のラストマイル輸送における人員不足等が懸念される**自治体と物流事業者（トラック、倉庫）等との連携訓練を支援。**

大規模災害の被災想定地域等の自治体において、
・ **正確な情報伝達・共有**ができているか（机上訓練）
・ **適切な支援物資輸送、拠点開設・運営のオペレーション**ができているか（実働訓練） 等を訓練を通じて検証

訓練で新たに明らかになった課題は、自治体等に共有した上で、国土交通省が作成したハンドブック※にも反映

※「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」

地域の特性に応じた支援物資輸送体制の構築を促進



フォークリフト等を使って荷卸し、荷積み



パレットに載せられた物資

ハラスメント対策・女性活躍推進 に関する改正ポイントのご案内

I：ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！
(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
 - ③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

- ★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、**事業主・労働者・顧客等の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索

II：女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年（2026年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年（2036年）3月31日までに延長されました。
- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。
(施行日：令和8年4月1日)
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。
(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

情報公表の必須項目の拡大

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

※ 従業員数301人以上の企業は、①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上の、計2項目以上を公表すること、従業員数101人以上の企業は、①及び②の全体から1項目以上を公表することとされています。

プラチナえるぼし認定の要件追加

- プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。
 - ※ 現在、プラチナえるぼし認定を受けている企業も、認定を維持するために、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表することが要件となりますが、今後の省令等の整備において、一定の猶予を設ける予定です。
- ★ このほか、女性の健康上の特性による健康課題（月経、更年期等に伴う就業上の課題）に関して、職場の理解増進や配慮等がなされるよう、今後企業の取組例を示し、事業主による積極的な取組を促していくこととしています。

お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

事業目的

- 陸・海・空の多様な輸送モードを活用した新たなモーダルシフト（新モーダルシフト）やそれに向けた地域の物流ネットワークの再構築に向けて、地域の産業振興等と連携した取組の検討経費や物流拠点の整備費用等を支援。

事業概要

- 地域の産業振興等を担う地方自治体や産業団体・経済団体等が協働しながら、地域の物流リソースを可視化し、輸送ニーズに応じて荷主・物流事業者のマッチングを行うとともに、地域物流の核となる拠点を整備することで、新モーダルシフトやそれに向けた地域の物流ネットワークの再構築の実現を目指す先進的な取組を支援。

<Step 1>

地域の物流リソースを可視化し、輸送ニーズに応じたマッチングを行うための検討経費を支援



<Step 2>

Step 1の検討結果を踏まえ、地方自治体や産業団体・経済団体等が協働し、
 ①新モーダルシフト（鉄道・新幹線、船舶、航空機、ダブル連結トラックなど）
 ②地域の物流ネットワークの再構築（共同輸配送、中継輸送など）
 の実現を目指す際の物流拠点の整備費用や資機材の導入経費などを支援。



鉄道・内航海運への
モーダルシフトの強化



新幹線等の貨客混載



航空機の空きスペース等
の有効活用



ダブル連結トラックを活用した
共同輸配送や中継輸送

補助対象

公募期間（二次公募）：令和7年6月9日（月）～7月25日（金）17時まで（必着）

問合せ先：地域連携モーダルシフト等促進事業事務局（modalshift_logisticsnetwork@tohmatu.co.jp）



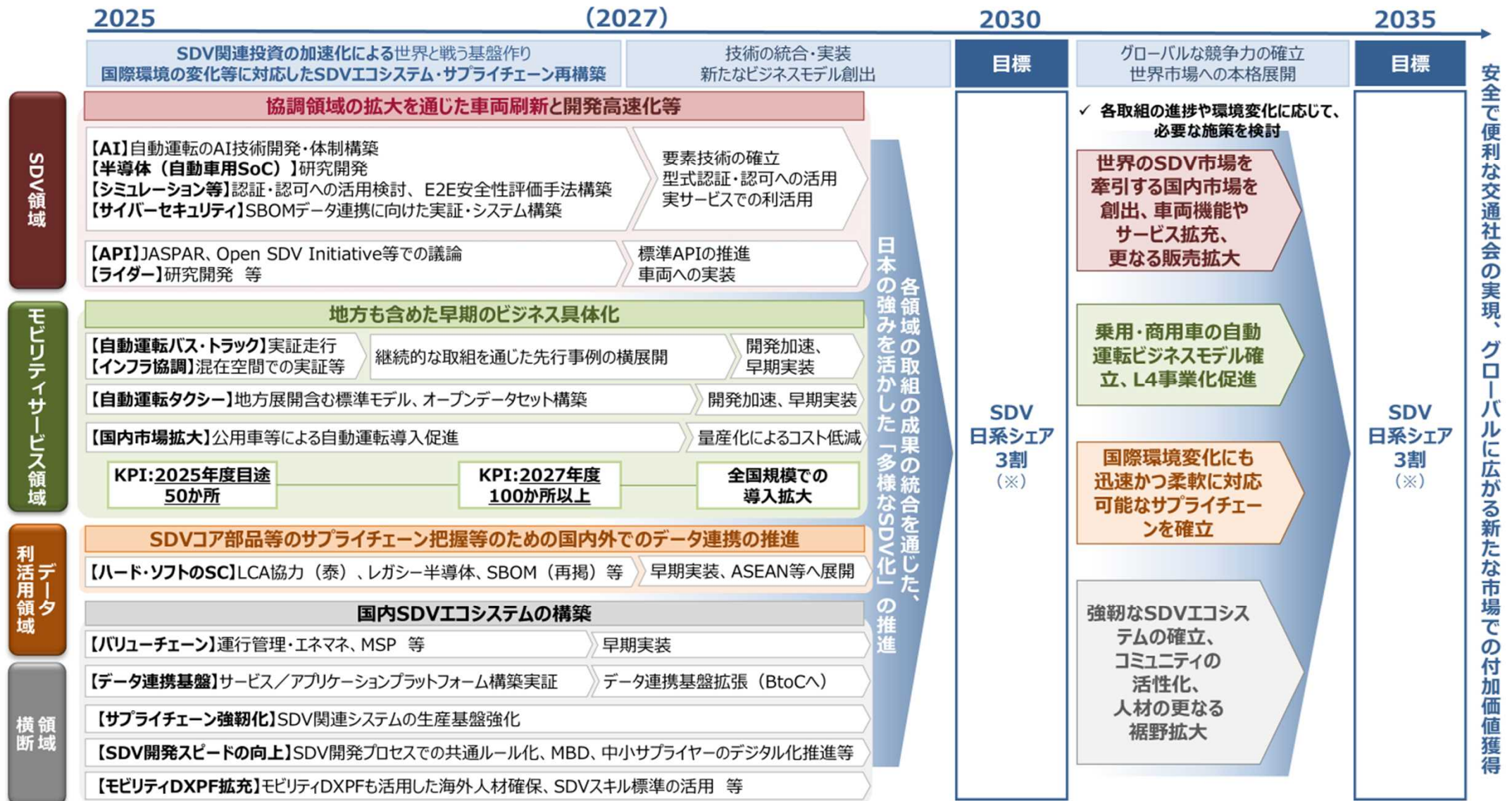
地域の産業振興等を担う地方自治体や産業団体・経済団体、荷主企業、物流事業者等が参画した協議会

**低炭素型ディーゼルトラックの導入で
補助金申請ができます！**

2025 年度燃費基準を達成した事業用車両



「モビリティDX戦略」施策ロードマップ



※一定の想定で試算すると、2030年日系シェア3割は約1,100万台～1,200万台、2035年日系シェア3割は約1,700万台～1,900万台に相当。（2023年）

安全で便利な交通社会の実現、グローバルに広がる新たな市場での付加価値獲得

事業目的

- 中長期的なドライバー不足や物流コストの上昇等に対応するための**DX等の物流のイノベーションの実現**に向けて、**デジタル技術等により物流課題の解決を図る先進的な取組の社会実装を目指す実証事業**を支援。

公募期間：令和7年6月6日（月）～7月17日（金）17時まで（必着）
 問合せ先：国土交通省物流・自動車局物流政策課 物流イノベーション実装支援事業担当
 (hqt-logi_innovation_research@gxb.mlit.go.jp)

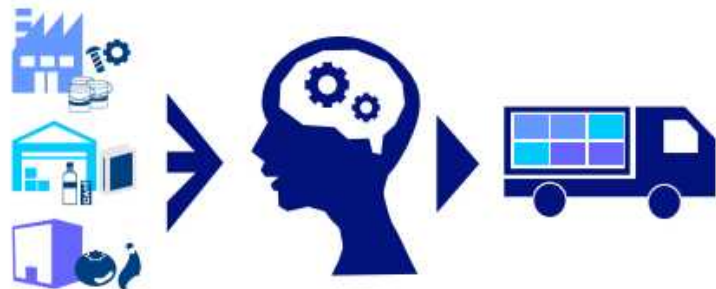


提案要件

国内物流分野における課題を特定し、
 先進性・実効性の高い解決策を提案した者を対象に、
 実証を通じて有効性等を検証・整理する委託事業。

取組テーマが満たすべき要件*

- 現在又は将来の**物流課題解決に資する取組**であること
- 一定の**先進性・革新性・独創性**を有していること
- 調査・実証のプロセスが**具体化**されていること
- **社会実装**を前提とした横展開に資する取組であること



事業のプロセス

事業計画に基づいて**実証事業**を実施し、
 その成果を踏まえて、**社会実装時における効果・課題、
 社会実装・横展開に向けたロードマップや留意点等**を取りまとめる。

事業の流れ



事業計画策定時、及び調査報告書作成時に社会実装に向けた計画を提出いただきます。
 また、事業終了後も状況のフォローアップ調査にご協力をいただく場合があります。

対象経費・事業費

対象経費：調査、実証及び事業成果の取りまとめ等、事業遂行に必要な経費*
 事業費：1件当たり2,500万円程度～上限5,000万円

事業主体：

- ① 物流サービス提供事業者を含む協働提案体
- ② 物流分野において先端技術の活用を行おうとする事業者等（単独又は協働、大学・研究機関を含む）

* 具体的な要件や詳細等は「物流イノベーション実装支援事業 応募要領」の記載を参照ください。

多様な輸送モードのさらなる活用に向けた実証等事業

～「多様な輸送モードのさらなる活用に向けた実証等事業」の募集開始～

現在の物流における課題として、トラックドライバーの輸送力不足や二酸化炭素の排出などが挙げられますが、航空機・船舶（内航海運）を活用した輸送により課題解決に資すると期待されています。また、災害時の輸送網確保の観点からも、陸上輸送以外の手段を活用していくことは非常に重要であると考えられています。航空機の空きスペース等の活用や内航海運の新規需要創出を推進し、環境負荷の低減、トラックドライバーの輸送力不足および災害時の安定的な物流網の確保を通じた、持続可能な物流体系の構築を図ることを目的とした事業の公募を開始します。

【事業概要】

（１）補助対象事業者

航空運送事業者、海上運送事業者、貨物利用運送事業者その他の航空運送や海上運送に係る民間事業者

（２）補助対象経費（補助率）

１．航空貨物輸送の更なる活用に向けた実証等事業の場合

[1] 定期便の空きスペースを活用した新たな航空輸送サービスの実現に向けた実証運航・需要調査に要する費用

[2] モーダルシフトに資する空港への検査機器（計量器等）等の導入に要する費用

（補助率：[1] 定額、[2] 1 / 2）

２．海上輸送の新規航路開設に向けた実証事業の場合

・ 内航海運の新規需要創出（新規航路（寄港地の変更や追加を含む）、混載輸送、空荷防止等）に関する実証運航に要する費用（補助率：1 / 2）

【公募の詳細・申請様式等について】

公募の詳細や申請様式等については、国土交通省公式HPに公募要領等を掲載いたしますのでご確認ください。

国土交通省公式HP：

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000272.html



【スケジュール】

公募期間：令和7年6月5日（木）～7月4日（金） 17時まで（必着）

事業期間：交付決定の日～令和8年2月27日（金）（予定）

【お問合せ先】

国土交通省物流・自動車局 物流政策課 高田、松山、小安

TEL：03-5253-8801（内線41-833、41-841）

直通 03-5253-8799

EC事業者 物流事業者 その他物流に関連する事業者 向け

多様な受取方法等の普及促進実証事業費補助金
公募のお知らせ国土交通省では、宅配事業者の更なる負担軽減を図るため、
「多様な受取方法等の普及促進実証事業費補助金」の募集を行います。

◎ 公募期間

令和7年

令和7年

5月30日 ~ 6月30日 17時 必着

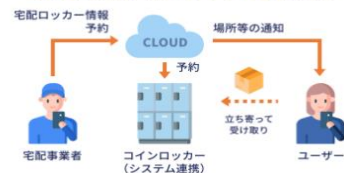
事業概要

宅配事業者の更なる負担軽減を図るため、
宅配ロッカー等の多様な受取方法やゆとりを持った配送日時指定等を
消費者がより自発的・積極的に選択する仕組みの構築に向けた先進的な取組に対して支援を行います。

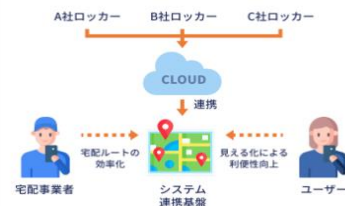
想定
事業 01駅や公共施設等のコインロッカーを宅配
ロッカーとして利用

既存のコインロッカーと宅配事業者等のシステム間の
データ連携を行い、消費者が通勤や帰宅途中に立
ち寄って気軽に宅配物を受け取る(又は送る)ことが
できる拠点の選択肢を拡大。

駅や公共施設の既存ストックを最大限活用

想定
事業 02宅配ロッカー情報の見える化や宅配ルー
トの効率化

複数の宅配事業者やEC・通販事業者等のシステム間の
データ連携を行い、消費者にとってはより利用し
やすく、宅配事業者にとってはより物流負担を抑え
られる環境を整備。

複数事業者間のデータ連携による
宅配ロッカーの効果的活用

補助率・上限額

補助対象経費	システム改修や実証事業等に必要な費用
補助率	1/2以内
上限額	5,000万円

本公募は、上記実証事業を行う事業者の公募となります。採択された申請者は、事務局（補助事業者）に対して補助金の交付申請を
していただき、間接補助事業者として事業を実施していただくことになります。

詳細は、募集要領をご確認ください。



補助対象事業者

宅配便を扱うEC事業者（ECモール事業者を含む）、物流事
業者、その他物流に関連する事業者等を対象とします。



本公募に関する問い合わせ先

多様な受取方法等の普及促進実証事業事務局（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社）

✉ E-mail : takuhai-poc@murc.jp

☎ 電話番号：03-6733-1642（土日祝を除く10～17時）

下記のいずれかに該当する事業者は対象外とします。

- ① 国土交通省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者
- ② 交付規程別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者（誓約事項に違反した場合、交付決定の全部または一部を取り消します。）

令和7年版交通政策白書の概要

物流の革新や持続的成長に向けた取組

第Ⅱ部/Ⅲ部 第2章第3節 「サプライチェーン全体の徹底した最適化等による物流機能の確保」

現状認識・課題等

- 「**2024問題**」に対応するため、**「物流革新に向けた政策パッケージ」**等に基づき、**抜本的・総合的な対策を実施**
- 関係者による取組が成果を上げていることなどにより、**懸念された物流の深刻な停滞は発生せず**



- 一方、**2030年度には**、ドライバーの担い手不足が深刻化するなどにより、**更なる輸送力不足が見込まれることから、物流の効率化や人材確保の一層の取組強化が必要**
- **物流危機への対応や温室効果ガス削減等に向け、新たな物流形態として、道路空間を活用した「自動物流道路」の社会実装に向けた検討の必要性も位置づけ**

対応の方向性・取組等

- 更なる物流の革新と持続的成長に向けて「**2030年度に向けた政府の中長期計画**」及び**2025年4月施行の改正物流法等に基づき**、物流事業者、荷主企業・消費者、経済社会の連携・協力のもと、**新たなモーダルシフトの推進、多重取引構造の是正、地域と連携した物流拠点の整備等の取組を推進**
- **2025年3月の「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」**での総理指示を受け、**2030年度までの期間を物流革新の「集中改革期間」と位置付け、中長期計画の見直しを反映した「総合物流施策大綱」の策定に向けて検討を開始**

<鉄道・内航海運へのモーダルシフト>



<ダブル連結トラックの導入促進>



<高速道路での自動運転トラック>

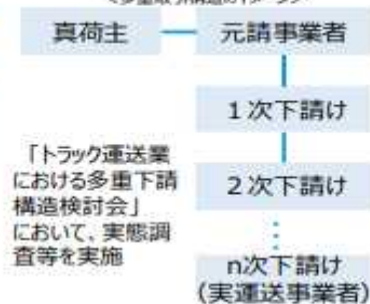


<航空機の空きスペース等の有効活用>



【新たなモーダルシフトの推進】

<多重取引構造のイメージ>



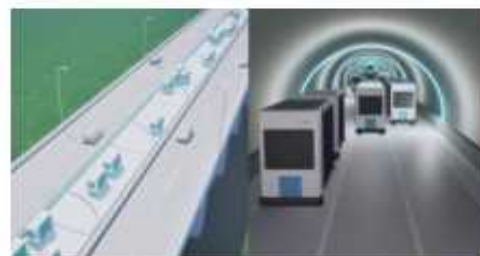
【適正な運賃を収受できる環境づくりに向けた施策の検討】

<高速道路ICに直結した物流拠点計画>



【地域の産業振興・地域活性化等とも連携した物流拠点の整備】

- **2024年7月に「自動物流道路」の社会実装に向けた検討に係る中間とりまとめを実施。2027年度までの社会実験の実施、2030年代半ばまでの第1期区間での運用開始等に向け、事業スキーム・社会実験の実施方針を含め、2025年夏頃の最終とりまとめに向けた取り組みを推進**



【自動物流道路のイメージ】



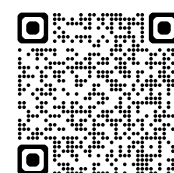
【道路空間を活用した「自動物流道路」の社会実装】





令和7年度 下請法オンライン講習会募集開始

下請法に関する基本的な知識とともに、実際の違反や勧告等の事例も交えながら解説する、実務的にも活用できる無料の講習会。



下請法講習会

下請法で禁止している下請代金の支払遅延、減額、買いたたき等を防止することを目的に、製造業、卸売業、小売業、サービス業及び運輸業等に属する発注側企業の方や、受注側企業の方を対象に、下請法に関する基本的な知識を理解していただくとともに、実際の違反や勧告等の事例も交えながら解説する、実務的にも活用いただける講習会です。

価格交渉講習会

委託事業者と受託事業者の間で、適正な価格に基づく取引を推進することを目的として、価格交渉を行う際に準備すべき交渉材料や、適切な価格での取引を実現するためのテクニックを、中小企業診断士などの専門家が徹底解説する講習会を開催します。また、開催地域によって講師を招いた講座や経営課題に関する個別相談会、意見交換会なども実施する予定です。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者へ運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）
荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

第十二条第二項

前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

第三十七条

第十二条、第二十三条の四から第二十四条の五まで、並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は第一種貨物利用運送事業者について準用する。

(トラック法各条文の概要)

- 第12条 : **運送契約の書面交付義務**
- 第23条の4 : **運送委託の2次請け規制** (真荷主→元請→1次→2次)
- 第24条 : **利用運送健全化措置、利用運送依頼時の書面交付義務**
- 第24条の2 : 運送利用管理規程の作成
- 第24条の3 : 運送利用管理者の選任等
- 第24条の4 : 運送利用管理者の責任
- 第24条の5 : **実運送体制管理簿作成義務**

第六十五条の二 (以下は条文の内容をわかりやすくまとめたもの)

何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送を委託してはならない。

- 一 国土交通大臣の許可なく一般貨物自動車運送事業を經營する者(第三条違反)
- 二 国土交通大臣の許可なく特定貨物自動車運送事業を經營する者(第三十五条違反)
- 三 国土交通大臣への届出なく貨物軽自動車運送事業を經營する者(第三十六条違反)

附則第一条の二の二 (以下は条文の内容をわかりやすくまとめたもの)

国土交通大臣は、当分の間、貨物自動車運送事業者以外の者による貨物自動車運送事業の経営の原因となるおそれのある行為(**無許可経営等原因行為**)を荷主その他の者がしている疑いがあると認めるときは、以下のことができる

- 1 関係行政機関の長に対する当該荷主等の情報提供。**
- 2 当該荷主等に対する、無許可経営等原因行為禁止の要請。**
- 3 無許可経営等原因行為禁止の勧告**(荷主等が無許可経営等原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるとき)
- 4 勧告をした旨の公表。**

関係行政機関の長は、荷主等による無許可経営等原因行為の効果的な防止を図るため、第二項及び第三項の規定の実施について、国土交通大臣に協力するものとする。

地方実施機関は、当分の間、無許可経営等をする者に対する荷主等の行為が無許可経営等原因行為に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、その事実を国土交通大臣に通知するものとする。

法案提出理由

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進を総合的かつ集中的に行うため、その推進に関し、基本となる事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（目的）

第一条 この法律は、**貨物自動車運送事業**（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。以下同じ。）**の適正化のための体制の整備等の推進に関し、基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に行うこと**を目的とする。

（基本理念）

第二条 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進は、物資の流通が国民生活及び経済活動の基盤であり、その中核的な役割を果たす貨物自動車運送が将来にわたって輸送需要に対応した適正な輸送力を確保することの重要性に鑑み、**貨物自動車運送に係る安全性の向上、輸送効率の向上及び事業の用に供する自動車の運転者の経済的社会的地位の向上**その他貨物自動車運送事業の適正化を図り、もって**我が国における持続可能な物資の流通の確保及び国民経済の健全な発展**に寄与することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第三条 **国は、前条の基本理念にのっとり、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。**

（基本方針）

第四条 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等は、次に掲げる**基本方針**に基づき、推進されるものとする。

一 次に掲げる貨物自動車運送事業の**適正化に関する業務を一の独立行政法人**（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）**に行わせる**とともに、当該業務がその独立行政法人により適切かつ効率的に実施されることとなるよう、**必要な体制の整備**を行うこと。

イ 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業（それぞれ貨物自動車運送事業法第二条第二項及び第三項に規定する一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業をいう。）の許可の更新に関する事務の一部であって、**独立行政法人に行わせることが適当なもの**

ロ 貨物自動車運送に係る安全性の向上、輸送効率の向上及び事業の用に供する自動車の運転者の経済的社会的地位の向上その他貨物自動車運送事業の適正化並びにこれらを通じた将来にわたる貨物自動車運送に係る輸送需要に対応した適正な輸送力の確保その他の**持続可能な物資の流通の確保に資する取組への支援**に関する業務

二 前号イ及びロに掲げる**業務の費用に係る財源の確保**について、次に掲げるところによること。

イ 独立行政法人に前号イに掲げる業務を行わせるために**必要な費用は、国庫が負担**することとし、その**財源は、同号イの許可の更新に係る手数料による収入その他の収入を活用**して、確保すること。

ロ 独立行政法人に前号ロに掲げる業務を行わせるために必要な費用を確保することができるよう、その**財源について、貨物自動車運送事業の適正化とこれを通じた持続可能な物資の流通の確保を広く社会で支える観点から幅広く検討**を行うこと。

三 第一号イ及びロに掲げる業務の適切な実施に資するよう、これらの業務の実施に係る収入及び支出の関係の明確化を図ること。

(法制上の措置等)

第五条 **政府**は、前条各号に掲げる基本方針に基づく貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策を実施するため**必要な法制上又は財政上の措置その他の措置について、この法律の施行後三年以内を目途として講じなければならない。**

（物流政策推進会議）

第六条 政府は、前条の措置をはじめとする貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策その他の物資の流通に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、**物流政策推進会議を設ける**ものとする。

2 前項の物流政策推進会議は、**国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣その他の関係する国務大臣及び公正取引委員会委員長をもって構成**する。

3 **国土交通省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、公正取引委員会その他の関係行政機関は、その職員、物資の流通の実務に関して十分な知識と経験を有する者その他の関係者**によって構成する**物流政策推進関係者会議**を設け、第一項の物資の流通に関する施策に係る連絡調整を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

改正の主なポイント

【用語の見直し】「下請事業者」→「**中小受託事業者**」、「親事業者」→「**委託事業者**」等に改める。

【規制内容の追加】

(1) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

〔価格据え置き取引への対応〕

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

(2) 手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段(電子記録債権・ファクタリング)も併せて禁止。

【規制対象の追加】

(3) 運送委託の対象取引への追加〔物流問題への対応〕

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

(4) 従業員基準の追加〔適用基準の追加〕

- 従業員数300人(役務提供委託等は100人)の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

(5) 面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。



改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



【下請法適用基準例】

現行	委託	中小受託
	基準追加	
資本金3億円超	→	資本金3億円以下(個人を含む。)
資本金1千万円超3億円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含む。)
	従業員300人超	従業員300人以下(個人を含む。)



トラック・物流Gメン(国土交通省)の役割に改正法に基づく指導・助言が追加。
トラック・物流Gメンへの情報提供を理由にした転注・減注等報復措置を改正法で禁止。

下請法の改正事項の概要

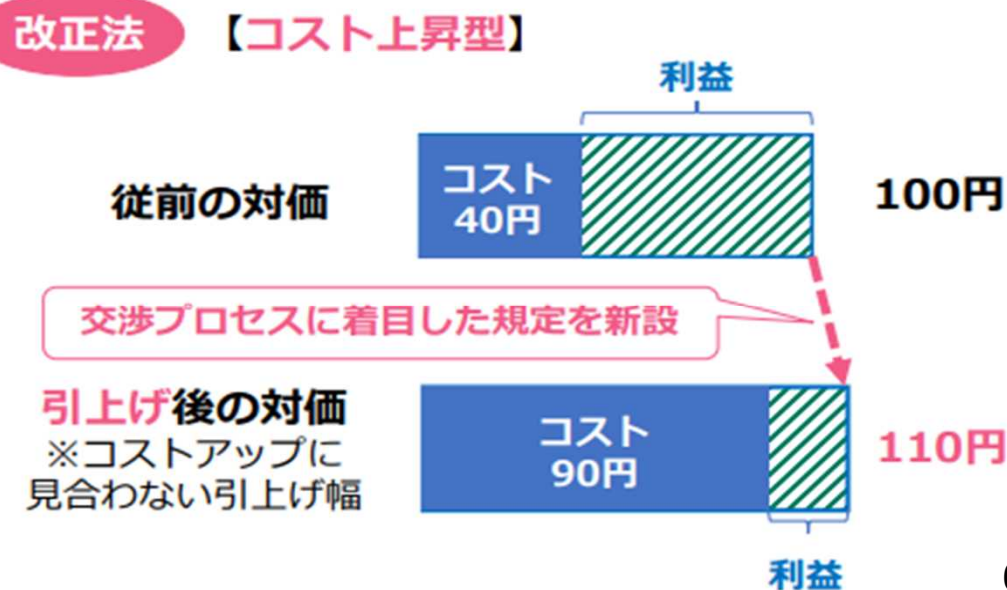
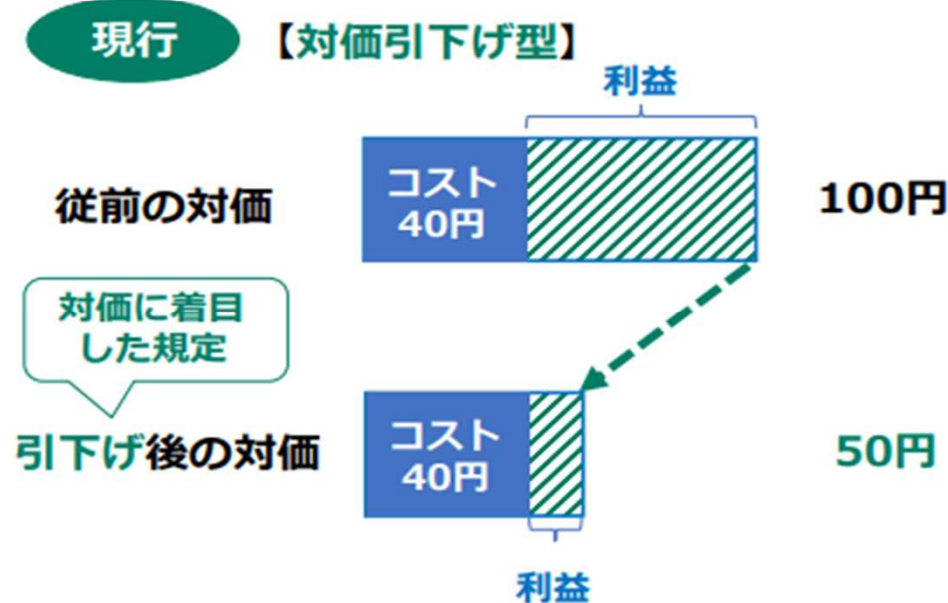
① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



下請法の改正事項の概要

② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

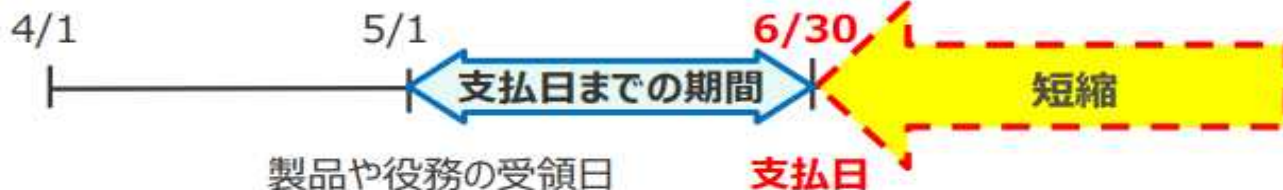
- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間 (60日) + 手形サイト (60日) = 現金受領までの期間【120日】

改正法



支払日までの期間 (60日) = 現金受領までの期間【60日】

下請法の改正事項の概要

③ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

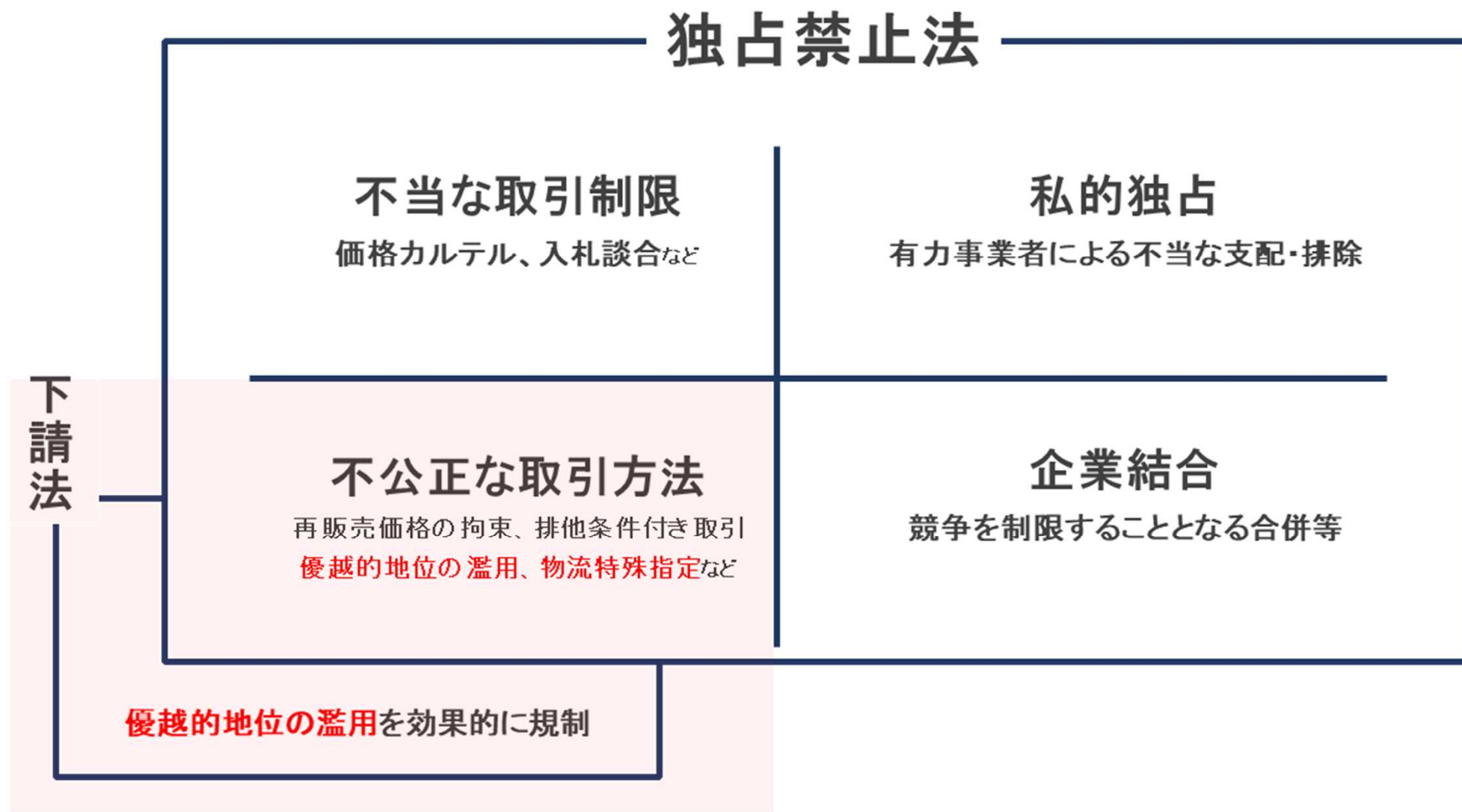
改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加





下請法の改正事項の概要

④ 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

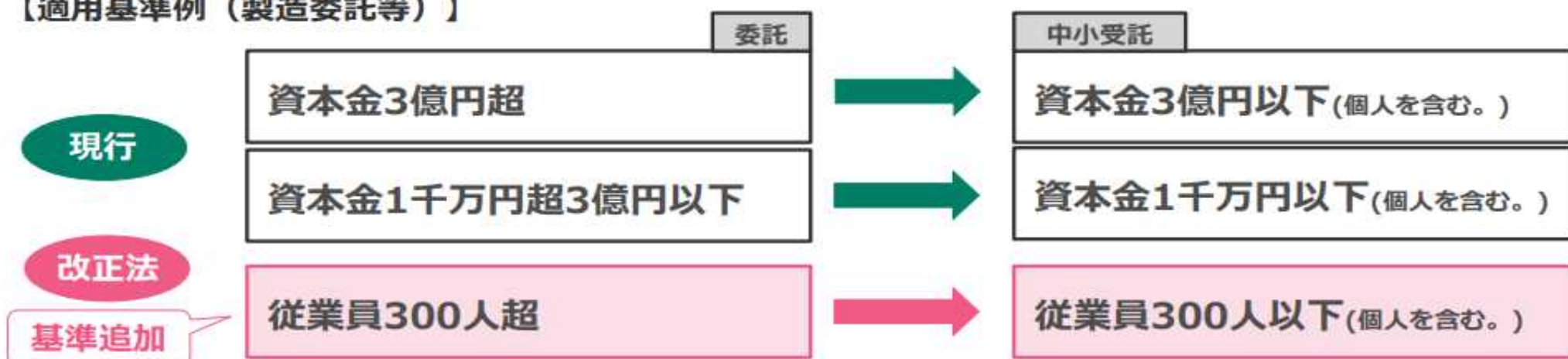
改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

【適用基準例（製造委託等）】



下請法の改正事項の概要

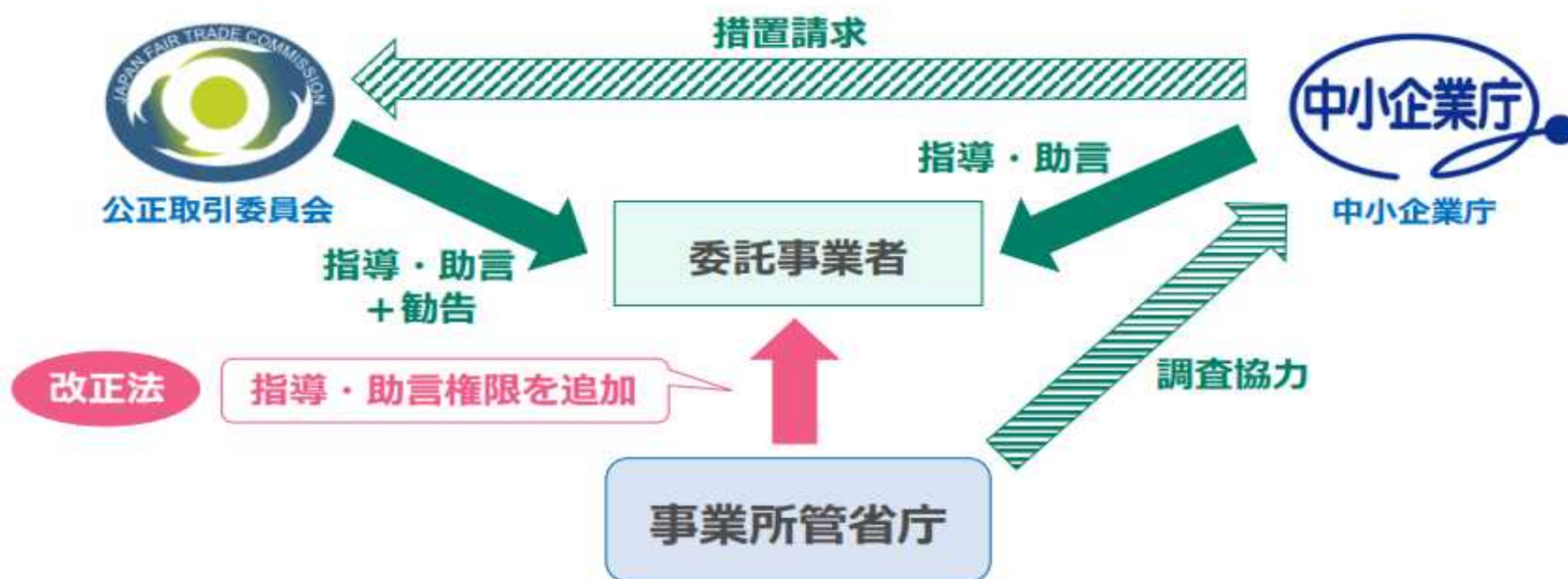
⑤ 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



下請法の改正事項の概要

⑥「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

改正理由

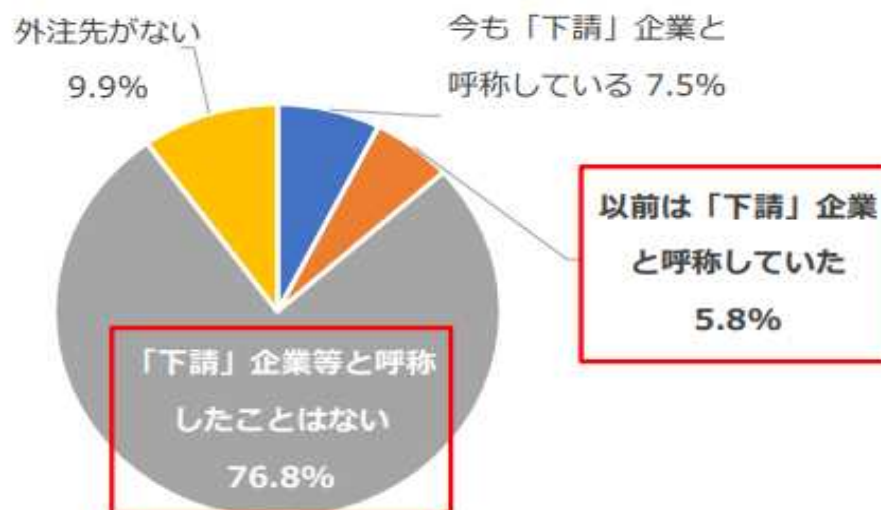
- 本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与え、るとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

改正内容

- ◆ 用語について、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正する。
- ◆ 法律の題名も、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正する。

外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無
(n=3,583)

【発注者としての声】



発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無
(n=3,583)

【受注者としての声】



問. 改正下請法で禁じることとした「協議に応じない一方的な価格決定の禁止」とは、どのような場合があてはまるのか

(R7.5.15参議院経済産業委員会 古賀之士議員より)

答. 実効的な協議を確保することを旨とする規定で、以下の条件に合致した場合が該当する

- ①費用その他の条件変動(コスト上昇等)など事情が生じる
- ②受注者から協議を求める
- ③委託者が協議に応じない(委託者が受注者が求めた説明をしない等)
- ④委託者が一方的に価格を決定(据置き、わずかな引き上げ)する
- ⑤受注者の利益を不当に損なう

(公正取引委員会)



問．形式上協議に応じた風を装うなど、形骸化が懸念されるがどのように対処するのか。

(R7.5.9参議院本会議 村上亨子議員より)

答．実質的に協議に応じていない事例を法律の運用基準などに記すことを想定。

(事例)

- ①取引の打ち切りを示唆して協議に応じない
- ②協議の求めを拒み、無視し、又は先延ばしにしたりして協議に応じない

※事業者ヒアリングなどで協議の実態を把握のうえ事例を掲載することを
検討 **(伊東内閣府特命大臣)**



問． 荷主と運送事業者の関係が下請法の対象取引に加えられ、事業所管省庁に指導権限が付与されたことでどのような効果があがるのか。

(R7.4.11衆議院本会議 松嶋みどり議員より)

答． 協議に応じない一方的な価格決定の禁止、国土交通大臣による下請法指導・助言、トラック・物流Gメンへの情報提供の報復措置(転注)の禁止、公取・中企庁とのノウハウ共有などがあげられる。

(中野国土交通大臣)



問. 着荷主の現場(荷卸し場)で発荷主とトラック事業者との契約にない附帯業務が行われる場合など、着荷主に対するアプローチはどうか。

(R7.5.15参議院経済産業委員会 磯崎哲史議員より)

答. 予め荷卸し場での附帯業務が予定される場合は、発荷主と着荷主との契約にその旨が盛り込まれ、契約の適正化が図られる。

公正取引委員会では、着荷主が対価を発荷主に支払わない不公正な場合などへの対応を検討していく。

(伊東内閣府特命大臣)

※上記は、「参議院インターネット審議中継」より、やり取りの主旨をオンライン説明会事務局(中国運輸局)が抜粋したものです。

会議の公式な記録は会議録ですので、公式な記録を確認する場合は会議録をご覧ください。<https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>



問. 改正下請法施行期日(R8.1.1)に向けた手続きと、周知の方法は。

(R7.5.9 参議院本会議 村上亨子議員より)

答. 手続きは以下のとおり

- ①R7. 7月頃：政省令案パブコメ
- ②R7.10月頃：政省令成案公表

周知・広報については以下のとおり

- ①成立後速やかに実施
- ②R7.10月頃：政省令成案に基づくパンフレット等配付

※周知・公表は事業所管官庁と連携して各業界団体通じた周知等を実施
(公正取引委員長)



問. 下請法違反事業者への対応は。
(R7.4.16衆議院経済産業委員会 鈴木岳幸議員より)

答. ① **勧告・現状回復**（下請法による行政指導）
(例) 附帯業務の料金支払い等、金額・遅延利息も勧告書に記載
※ 令和5年度、受注者6千社に237億円の現状回復を実現。

② **排除措置命令・課徴金納付命令**
(独禁法「優越的地位の濫用」に基づく行政処分)
※ 排除措置命令に従わない場合、2年以下の懲役または300万円以下(法人・団体は3億円以下)の罰金が科される。

(公正取引委員会)

